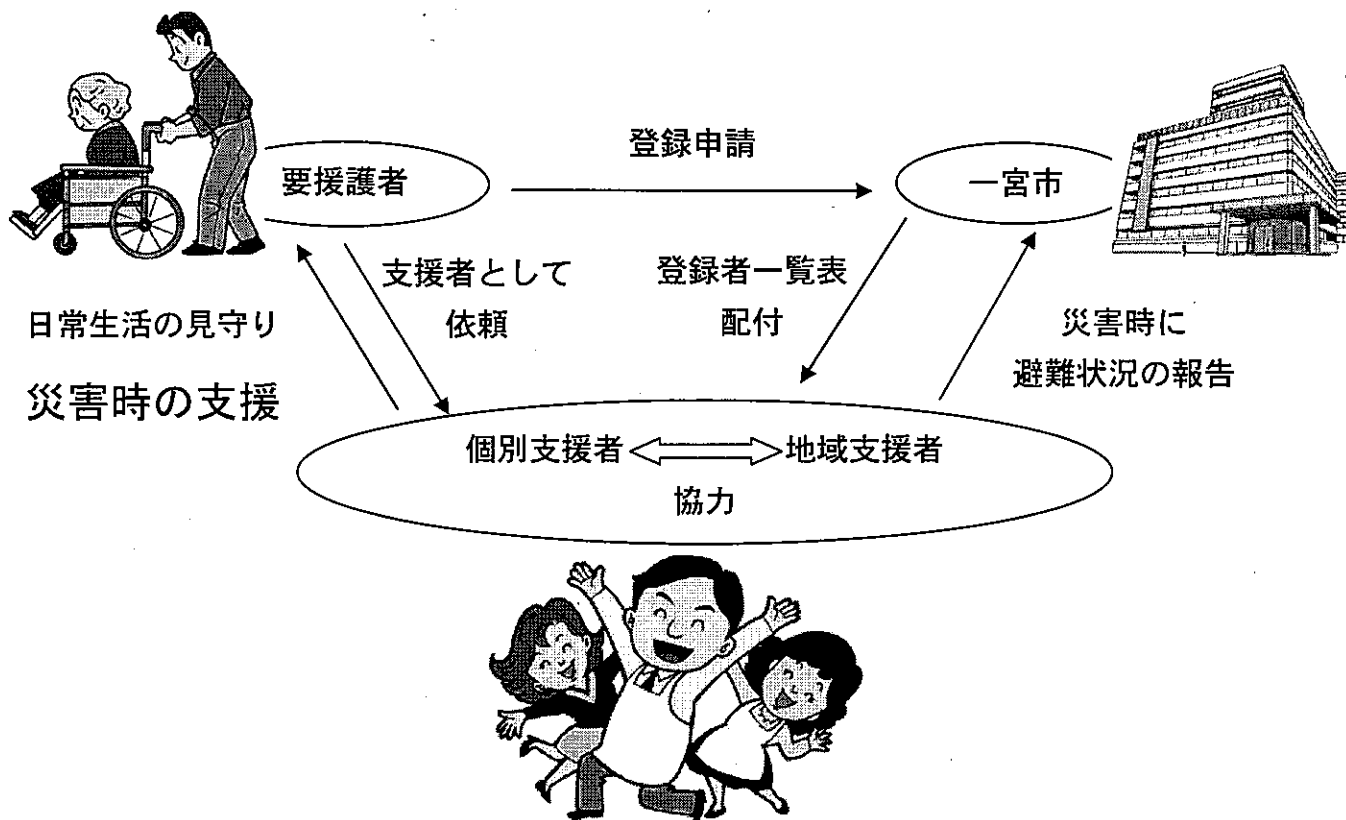


一宮市災害時要援護者支援制度を始めます

■災害時要援護者支援制度ってなに？

- ・大規模災害時に一人では避難できない人が、自分の情報を地域で見守ってくれる人に出してもいいという条件で市に登録申請をしていただきます。
- ・市は、登録者の名簿を整理して「登録者一覧表」を作り、支援してほしい近所の方など（この方を「個別支援者」といいます。）と、
民生委員・児童委員の方
町内会の方
自主防災会の方
にお渡しします。（これらの方を「地域支援者」といいます。）
- ・個別支援者・地域支援者の方々には、この名簿を使って、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や要援護者と一緒に避難するなどの支援をいただくとともに、これらの行動が迅速にできるよう日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用していただく制度です。



■地域のみなさまにお願いします

この制度は、地域のみなさまの協力によって成り立つものです。

また、個別支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、責任を伴うものではありません。

ぜひ、個別支援者となっていただけますようお願いいたします。

■災害時要援護者ってだれのこと？

さまざまな災害が発生した際に、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることに大きな障害が生じ、第三者の支援が必要と想定される方をいいます。今回の制度を開始するにあたって、下記の方を対象とします。

- ① 身体障害者1・2級、療育A判定の手帳をお持ちの方
- ② 介護保険要介護3以上の方
- ③ 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 65歳以上のひとり暮らし高齢者で市に登録をされている方
- ⑤ 社会福祉協議会尾西支部で災害弱者支援登録制度に登録している方

■個別支援者の役割はなんですか？

- ・ 普段は要援護者の日常生活の見守りなどをお願いします。
- ・ 災害時には自身と家族の安全が確認できたら、要援護者の安否を確認し、地域の災害情報を伝えたり、避難が必要な場合にはその手助けをお願いします。また地域支援者（民生委員・児童委員、町内会、自主防災会）の方へ要援護者の避難状況を伝えていただくようお願いします。
- ・ 支援者が災害時に実際には支援ができないこともありますが、責任を伴うものではありません。あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらえるものです。

■地域支援者の役割はなんですか？

要援護者を地域で見守る組織づくりをお願いします。

- ・ 普段は近隣にお住まいの方による要援護者の日常生活の見守りなど、災害時には自身と家族の安全が確認できたら、要援護者の安否を確認し、地域の災害情報を伝えたり、避難が必要な場合にはその手助けをお願いします。
- ・ 支援者が災害時に実際には支援ができないこともありますが、責任を伴うものではありません。あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらえるものです。
- ・ 地域支援者は民生委員・児童委員、町内会、自主防災会の方をお願いしますので、分担して支援者となっていただけるようお願いいたします。